

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入職後 6 ヶ月以内に本人の都合により退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返金する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- (3) 入社後 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用いたしません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

